

# 第1章 バリアフリー基本構想の策定にあたって

## 1-1 バリアフリー法の概要

我が国では、急速な高齢化の進展に伴い高齢者の自立支援のための施策等や、共生社会の実現に向け、障がい者が自分の意志で、社会活動に参加・参画できるように支援するための施策等が求められております。この様な背景を受け、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、平成6（1994）年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」とする）」が、平成12（2000）年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」とする）」が施行され、一定規模以上の建築物や駅を中心とした歩行空間のバリアフリー化が図られてきました。

しかし、施設ごとに独立したバリアフリー整備が行われ、連続的なバリアフリー整備が十分でないことや、教育活動、広報活動等を通じた国民のバリアフリーに関する理解を深めるための対策が十分でない等の課題があることをうけ、移動等の円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、この2つの法律を統合・拡充した「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という）」が平成18（2006）年12月に施行されました。

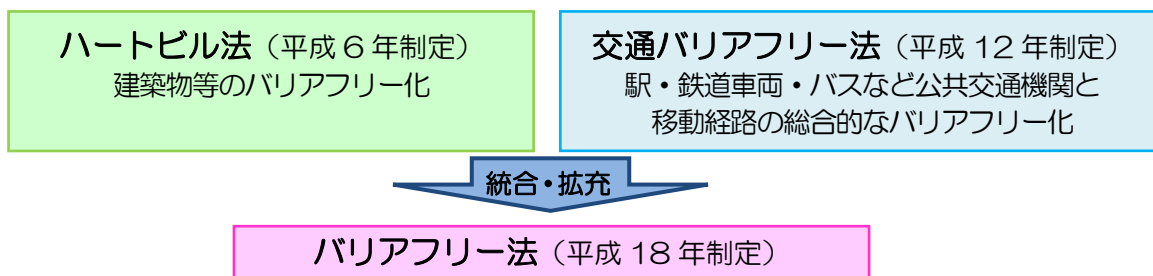


図 バリアフリー法の制定

表 交通バリアフリー法・ハートビル法からバリアフリー法への主な改正点

改正点	改正の概要
① 対象者の拡充	○身体障がい者だけでなく、全ての障がい者が対象
② 対象施設の拡充	○建築物・公共交通機関及び道路に加え、路外駐車場、都市公園、福祉タクシーを新たに追加
③ 基本構想制度の充実	○バリアフリー化を一体的に進める重点整備地区について、旅客施設を含まない地域でも設定が可能
④ 基本構想策定の際の当事者参加	○協議会制度を法定化 ○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設
⑤ ソフト施策の充実	
スパイラルアップの導入	○関係者と協力して、バリアフリー施策の継続的かつ段階的な発展を図っていく。
心のバリアフリーの促進	○バリアフリー化の促進に関する国民の理解と協力を求める。（国民の一人ひとりが、高齢者・障がい者等の困難を自らの問題として認識）

●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

旅客施設及び車両等  
(福祉タクシーの基準を追加)

道路

路外駐車場

都市公園

建築物  
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)

○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務

○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

建築物内部までの連続的な経路を確保

旅客施設から徒歩圏外のエリアどり

路外駐車場、都市公園及びこれらに至る経路についての移動等の円滑化を推進

駅、駅前ビル等、複数の管理者が関係する経路について協定制度

ハートビル法の対象(一定の建築物の新築等)

交通バリアフリー法の対象(旅客施設及びその徒歩圏内の経路)

追加・拡大される部分(既存の路外駐車場、公園、建築物、施設間の経路等)

○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成

○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施

○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

○基本構想策定時の協議会制度の法定化

○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設

図 バリアフリー法の概要

出典：国土交通省 HP

## 1-2 バリアフリー基本構想策定の背景と趣旨

バリアフリー法<sup>※1</sup>の目的は、高齢者や障がい者（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者を含む、全ての障がい者）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することで、公共の福祉の増進に資することです。

この法律は、公共交通機関の旅客施設、建築物、都市公園、路外駐車場、歩道等の新設時等における移動等円滑化基準への適合義務を課すことによって各施設のバリアフリー化を推進ものです。また、基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や、高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものです。なお、バリアフリー法では、新たに「ユニバーサルデザイン<sup>※2</sup>」の考え方を踏まえた規定が盛り込まれています。

本市は都市基盤の整備として駅周辺のバリアフリー化を進め、安全で安心して利用できる環境を整備すると共に、生活道路のバリアフリー化を進めていくことをまちづくりの方向性として示しています。

平成17（2005）年3月に「習志野市交通バリアフリー基本構想」を策定し、これまでもJR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺及び京成津田沼駅周辺などのバリアフリー化を推進してきました。

しかしながら前述のとおり、バリアフリー法では公共交通機関に限らず、高齢者や障がい者などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としていることから、市内の生活・移動環境のバリアフリー化に向けて、継続的な取り組みを行っていくことが求められております。また、教育活動、広報活動等を通じた国民のバリアフリーに関する理解を深める為の対策も求められています。

これを踏まえ、高齢者や障がい者等の移動や施設利用における利便性・安全性に関する課題を解決し、バリアフリー化の促進を図るため、「交通バリアフリー基本構想」を発展的に見直し、バリアフリー法に基づく新たな「習志野市バリアフリー基本構想」の策定を行うこととしました。

これにより、施設ごとに独立して実施されていたバリアフリー整備が一体的・連続的に実施され、より効率的なバリアフリー整備の取り組みを推進していくことができます。

---

### ※1：バリアフリー法

平成18（2006）年12月20日に施行され、交通バリアフリー法とハートビル法が統合された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。

### ※2：ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、多様な人が利用しやすいように製品や建物、生活空間を設計する考え方。

### 1-3 バリアフリー基本構想の位置付け

バリアフリー基本構想は本市におけるこれまでのバリアフリー化に関する取り組みを踏まえ、上位計画・関連計画と整合を図りながら策定しました。

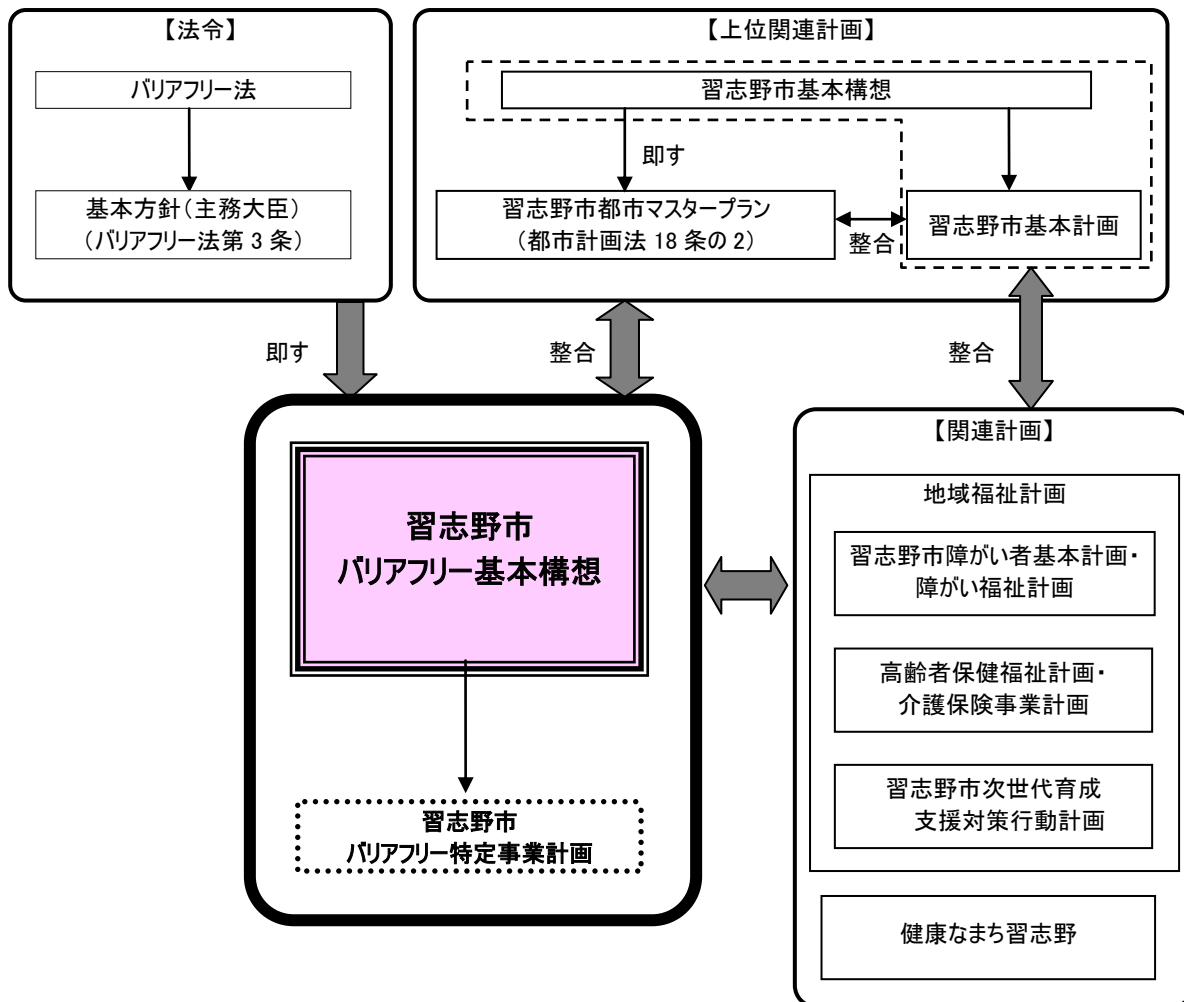


図 バリアフリー基本構想の位置づけ

## 1-4 基本構想策定までの流れ

### (1) 策定体制

基本構想策定にあたっては、学識経験者、公共交通機関等の代表、福祉関係団体等の代表、商業関係団体の代表、関係行政機関の職員、市の職員で構成される「習志野市バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。

また、基本構想策定に向けた庁内調整を行うため、「習志野市バリアフリー基本構想策定庁内検討会」及び「同作業部会」を設置しました。

さらに学識経験者、福祉関係団体、市の職員等による「バリアフリーまち歩き点検ワークショップ」を実施し、バリアフリー化整備を図ることが必要な経路を実際に歩き整備に向けた意見を伺った他、「パブリックコメント」により、市民の方々の意見を幅広く集めて、基本構想に反映しました。

### (2) 策定手順

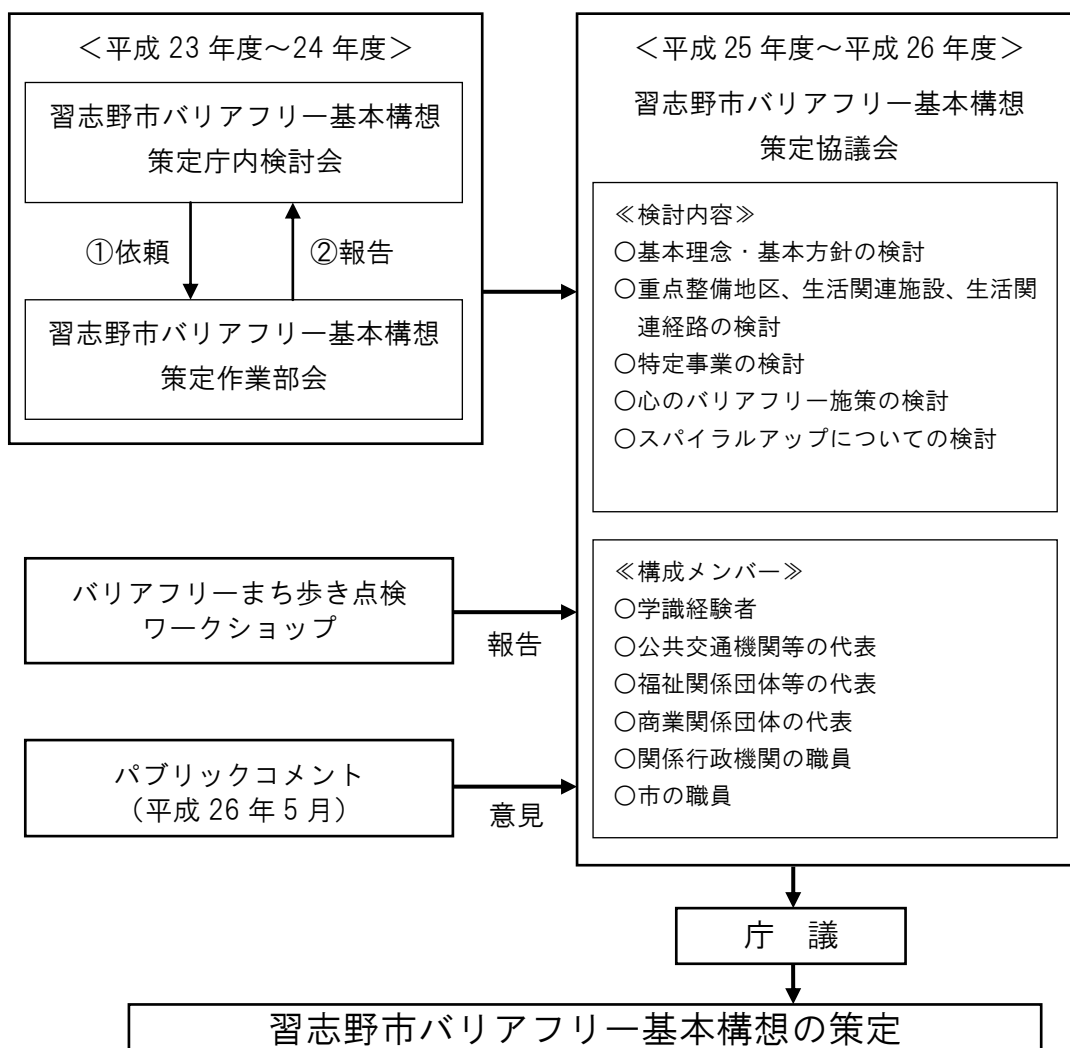


図 策定手順

### 1-5 バリアフリー基本構想の構成

バリアフリー基本構想の構成を以下に示します。

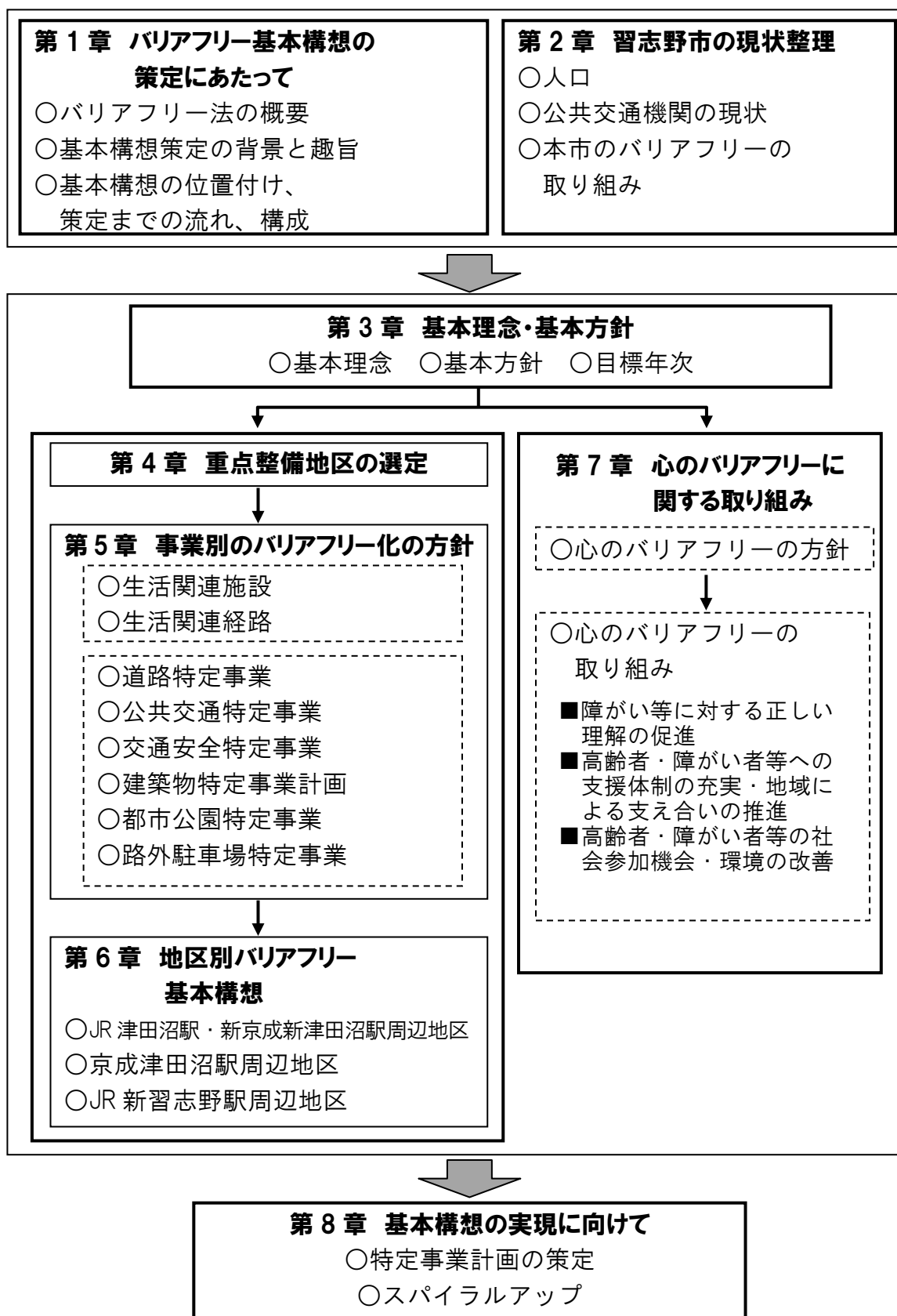


図 バリアフリー基本構想の構成